

合併処理浄化槽設置費用を補助します

市では、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、予算の範囲内でその設置費用を補助します。

◆対象者

次の条件を全て満たす方

- 住宅（新築・建替・借家・販売目的の住宅等を除く）の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換設置する方
- 市税の滞納がない方
- 設置工事が完了し、令和6年3月15日までに実績報告書を提出できる方

◆補助上限額

区分	単独処理浄化槽からの転換	くみ取り便槽からの転換
5人槽	612,000円	532,000円
6～7人槽	694,000円	614,000円
8～10人槽	828,000円	748,000円

◆対象地域

公共下水道事業計画認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く区域
詳しくは環境保全課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ 環境保全課（6階） ☎(20)1504 FAX(20)1604

脱炭素化を促進する住宅用設備等の導入費用を補助します

市では、家庭における地球温暖化対策の推進および電力の強靱化を図るため、脱炭素化を促進する住宅用設備等を導入する方に費用を補助します。

◆対象設備・上限金額（千円）

未滿切り捨て

- ① 太陽光発電システム（太陽光）≦9万円（1kWあたり2万円）
- ② 家庭用燃料電池システム（エネファーム）≦15万円
- ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）≦7万円
- ④ 窓の断熱改修 ≦8万円（補助対象経費の4分の1）
- ⑤ 太陽熱利用システム ≦5万円
- ⑥ V2H充放電設備（V2H）≦25万円（補助対象経費の10分の1）
- ⑦ 電気自動車等（EV・PHV）≦太陽光・V2Hがある場合は15万円、太陽光のみ場合は10万円
- ⑧ 集合住宅用充電設備 ≦住民のみ充電設備を利用可能な場合は50万円、住民以外も充電設備を利用可能な場合は100万円

◆対象者

次の条件を全て満たす方

- 対象設備の導入費を負担し、所有できる方（リース可、電気自動車等の場合はローンも可）で、令和6年3月8日までに実績報告書を提出できる方

※対象設備を設置済みまたは

※対象設備を設置済みまたは

※①は、既存住宅にHEMS

か蓄電池を設置済みまたは設置する方

※③は、太陽光を設置済みまたは設置する方

※⑥は、太陽光および電気自動車等を導入済みまたは導入する方

• 市税の滞納がない方

• 自ら居住しているか、新たに居住しようとする市内の住宅に設備を導入し、該当する住宅に実績報告時までに住民登録を完了している方（集合住宅用充電設備を

導入する場合は除く）

※対象となる設備ごとに1回申請することができません。過去に補助金を利用した方も、異なる設備を設置する場合は再度補助を受けることができません。

◆申請期限

予算額に達するまで（申請順）

◆申請方法

環境保全課へ申請書を持参 ※申請書類等は環境保全課または同課ウェブページから入手

詳しくは、環境保全課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ

環境保全課（6階）

☎(20)1504 FAX(20)1604